

2021年2月2日

「規定の明確さと衆知」

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

なかなか新型コロナの先行きは明るくならず、不安が高まっている。諸外国の動向もどちらかというとき暗い方向に動いているところが多いことに鑑みると、相対的にはまだ日本の傷は深くないのかも知れないとも言われるが、既に医療崩壊の「兆し」がある、あるいは「始まり」となっていると言われると楽観はできない。このまま進むと感染、発症時に病床の手当が出来ないかもと聞いて、そのくらいならまだ余裕のあるうちに早く感染してキチンとした治療を受けておけば良かったのかな、という高齢者まで出てきているという現状は、やはり正常からは程遠い。皆さまの健康を衷心から祈念したい。

コロナ禍に伴う生活、勤労のパターン変化については既に色々言われているが、最近注目を浴びているのは、食品配送サービス（デリバリー）である。飲食店についての不明確かつ朝令暮改的な制約が、国あるいは地方団体から出されているために、夜間、昼間を問わず、業務が収縮している中で、その従業員が失った職の代わりとしてこの配送サービスに大幅に移行しているようである。同じように業務収縮している対面型サービスの従業員の多くもそれに準じている。この食品配送サービスが持つ雇用変動に対する緩衝効果は相当に大きいし、また別の観点から言えば「サービス」に金は払うべきであるという有料化のマインドの促進にも大きく働いている。

しかし、本稿で取り上げたいのは、配送に主として使われている自転車の走行ルールの問題である。そのスピードの速さに危険を感じている人が増えたということで、メディアが簡易なアンケートを取ったところ、この配送サービスに従事する者のみならず、多くの自転車利用者が運転ルールを知らなかった。「車道を走行するときには基本的には自動車と同様に交通信号に従う」、「右折の仕方は自動車と異なり、二段階で曲がる」、「スマホを見ながらの運転は違反」、「イヤホンの利用も（地方団体毎に若干の違いがあるが）違反」、「手に傘を持っての走行は違反」、「歩道を走ることが認められているときには、歩行者優先で徐行」などなど、当たり前のことと思っていた事項の多くについて「知らなかった」という回答が続出した。

ここ数年で改正された事項もあるが、多くは以前から変更無しで課されていた基本的規制である。

ここに見られる問題の第一は、イヤホーンの利用制約にあるように、法律あるいは政令のレベルでは記載が抽象的であり、規制の詳細が各都道府県の個別の規定に委ねられているところにあり、かつそれが各地方団体毎に微妙に異なる。学生のように居住地の移動が多い人たちにまで、その現住地点での実際の規定を知らしめる体勢が整っていないのである。都会の車が混雑する複数車線の道と、対向車もない草原の中の長閑な道とでは違うということが発想の根底にあるのかも知れないが、町村のしかも字単位でならば規定の差異の合理性はありえても、どの都道府県でもこの両様の道路状況は共通に存在することを考えれば、全国一律の詳細規定を定めるべきである。現行の仕組みは、地域差が大きく、かつ境界を越えての人の移動の乏しかった時代を引きずっている感じがする。

第二の点は、衆知方法の不十分さである。自動車を運転するには免許が必要なため、運転法規は理解したという証明を試験でしない限り、走行が認められない。もちろん、あっという間に水がこぼれるように法令の記憶が忘却の彼方になる者も多いが、一応更新時の講習では最近の法規改正はインプットされる。それに比べると、免許を要しない自転車の運転の場合には、規定が運転者にほとんど認識されていない。学校時代に多少の教習、講習の時間があっても、卒業後にはそのような機会は無く、制度変更のアップデートが出来ていない。

もちろん、改正法律の効果は、法的安定性確保の見地から、官報の日付の日の午前零時、あるいは官報販売所で閲覧・購入ができるようになった時間、などの擬制時点から発生すると解されているが、その内容が国民全体に個別に伝わっているかどうかは保証されていない。少なくとも改正直後は、多少のメディアを通じた周知、警告が行われても、一月も経てば、見向きもされない状況になっている。

このような現状を前提にして、現在のコロナ禍対策を考えると、まず、都道府県の判断の自由度の問題が取り上げられることがあるが、情報の一次性に着目して多様性、自主性を重んじなければいけない状況と明確な画一性が求められる状況との差異をキチンと把握して考えるべきであり、安易な自主性尊重は効果を大きく損なう恐れがある。複雑に境がからみあった東京都町田市と神奈川県川崎市との間にどれだけの差異があるかどうか考察してみればよい。

次に、コロナ対策の創設、変更も、キチンと国民に衆知されるような仕組みを講じる必要がある。「担当者毎に言うことが違う」といった恐ろしいことが起こらないようにするのは当然として、メディアの報道にもその正確性につきキチンと点検を行う必要がある。これを「検閲」とは言わない。

これはコロナ対策法制の場合だけではなく、国際金融都市の誘致のための法整備においても、同様の配慮が求められる。

なお、これらの法規に罰則規定を置くかについては、慎重な意見も多いが、緊急状態というか有事の時を対象にするときにはその制定及び実効的な行使が必要である（ただ

し、行政罰の財産刑にあたる過料。懲役・禁固などの自由刑、氏名・組織名の公表には同意しかねる)。その制定作業を今行う最大の意味は、罰則を付ける以上、流石に何が遵守義務であるかが明確にせざるを得ないということである(そのような議論も無いままに罰則を伴う法律が出来るほど、法制部局が機能不全になっているとは思いたくない)。多くの振興法が単なる激励、音頭取りの域を出ないのと同じように、自粛を求める法規の場合には、柔らかくフワッと制約をかけるだけになり、国民各自の判断に委ねられている部分が大きくなり、何が必要か、何が出来ないか、何が求められているかが明らかにならず、世代も含めた多様な集団間の理解のギャップが埋められないままに、誤解、曲解、そしてそれを助長する扇動的「解説」がはびこることが防げない。

今回、起こっているような「自粛警察」行動を放置することは為政者の職務放棄であると思う。国民にキツイことを求めることが否めない状況は残念ながら有るが、それを国民の納得を得て、進めるためには、求める側の自覚と公平さと透明さが必要になる。

以上

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>